

○犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担実施要綱の制定について

(令和5年6月2日例規第63号)

この度、犯罪被害者支援の一環として、別添のとおり「犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担実施要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

別添

犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等の精神的被害の回復及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、犯罪被害に起因する不安、悩み等を抱える犯罪被害者等が専門的知見に基づくカウンセリング等を受けた際に要した費用を公費により負担する措置（以下「公費負担」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪被害者、その家族又は遺族その他関係者をいう。
- (2) 精神科医等 精神科医等の医師、公認心理師又は臨床心理士をいう。
- (3) カウンセリング等 精神科医等が犯罪被害者等の精神的被害の回復に効果があると認められた診療又はカウンセリングをいう。

第3 公費負担の対象

1 対象者

公費負担は、別に定める静岡県警察被害者連絡実施要領に規定する対象事件（以下「対象事件」という。）に係る犯罪被害者等のうち、精神的被害の回復を必要としている者（以下「対象者」という。）について行うものとする。

2 公費負担の範囲

(1) 対象費用

公費負担は、対象事件による精神的被害につき対象者が受けたカウンセリング等のうち、初めて当該カウンセリング等を受けた日（以下「初診日」という。）以後3年間に受けたものに要した費用（以下「対象費用」という。）に対して行うものとする。

(2) 上限額

対象者1人当たりの公費負担の上限額は、初診日から起算して1年ごとに区分した各期間につき6万7,200円とする。ただし、対象事件の発生地を管轄する署長又は県本部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）（以下「署長等」という。）が関係所属長と協議の上、必要と認めるときは、この限りでない。

第4 適用除外

次のいずれかに該当するときは、公費負担を行わないものとする。

- (1) 対象者が公費負担を希望しないとき。
- (2) 対象事件の発生を警察が認知してから5年を経過しているとき。
- (3) その他公費負担をすることが社会通念上適切でないと認められるとき。

第5 対象事件を認知した場合の措置

署長等は、管轄区域内で対象事件が発生したときは、対象者に対し公費負担の趣旨及び手続について説明するものとする。この場合において、対象者が公費負担を希望したときは、署長等は、その旨を県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）に速やかに報告するものとする。

第6 支出方法等

対象費用の支出は、次に定めるところにより、対象者のカウンセリング等に係る医療機関若しくは精神科医等（以下「医療機関等」という。）又は対象者に対して行うものとする。

(1) 医療機関等に支出する場合

ア 署長等は、対象者が医療機関等への支出を希望したときは、事前に警察相談課長に協議するものとする。

イ 前記アの規定による協議の結果、医療機関等に支出することが決定したときは、署長等は、医療機関等に必要事項の連絡を行うとともに、犯罪被害者等支援調書（様式第1号）を作成するものとする。この場合において、高速隊長にあっては、併せて執行上申書を作成し、犯罪被害者等支援調書とともに警察相談課長を経由して県本部会計課長に送付するものとする。

ウ 支出は、医療機関等からの請求に基づき、静岡県財務規則（昭和39年県規則第13号）で定めるところにより、署にあっては署会計課、県本部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては県本部会計課において口座振替により行うものとする。

(2) 対象者に支出する場合

ア 署長等は、対象者から対象費用の交付の求めがあったときは、犯罪被害者等支援調書を作成するものとする。この場合において、高速隊長にあっては、併せて執行上申書を作成し、犯罪被害者等支援調書とともに警察相談課長を経由して県本部会計課長に送付するものとする。

イ 支出は、静岡県財務規則で定めるところにより、署にあっては署会計課、高速隊にあっては県本部会計課において口座振替により行うものとする。ただし、対象者が性犯罪若しくは暴力団犯罪による被害者又は20歳未満の被害者であるときは、当該対象者の人権を保護するため、資金前渡により署長等から現金で支払うことができるものとする。

ウ 前記イただし書の規定により対象費用を現金で支払う場合には、支出依頼責任者（署にあっては署の警務課長又は事件担当課長、高速隊にあっては副隊長をい

う。)は、支払証明書(様式第2号)を作成し、これをもって静岡県財務規則第116条第1項に規定する証拠書類とするとともに、対象者から領収書を徴し、保管するものとする。

第7 支出後の連絡

署長等は、対象費用の支出手続をしたときは、犯罪被害者等支出連絡書(様式第3号)により警察相談課長に連絡するものとする。

第8 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、公費負担の手続等に関し必要な事項は、警察相談課長が別に定める。